

ホシデン株式会社

第76期定時株主総会電子提供措置事項

目次

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	1
(6) 重要な子会社の状況	
(7) 主要な事業内容	
(8) 主要な営業所及び工場	
(9) 使用人の状況	
(10) 主要な借入先の状況	
2. 会社の株式に関する事項	3
3. 会社の新株予約権等に関する事項	4
4. 会社役員に関する事項	5
5. 会計監査人の状況	11
6. 会社の体制及び方針	12

事業報告のうち、上記以外の項目は招集ご通知に記載しております。

(事業報告に係る招集ご通知への記載事項)

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (1) 事業の経過及びその成果
 - (2) 設備投資等の状況
 - (3) 資金調達の状況
 - (4) 対処すべき課題
 - (5) 財産及び損益の状況の推移

また、株主総会参考書類等の内容である事項（電子提供措置事項）のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載していません。

(6) 重要な子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
		%	
ホシデン和歌山株式会社	80百万円	100.0	機構部品、複合部品その他の製造
ホシデン九州株式会社	90百万円	100.0	音響部品の製造
韓国星電株式会社	24,619百万W	100.0	機構部品の製造販売
青島星電電子有限公司	23,600千US\$	100.0	機構部品、音響部品の製造
星電高科技(青島)有限公司	30,100千US\$	100.0	機構部品、音響部品、複合部品その他の製造
香港星電有限公司	221,300千HK\$	100.0	機構部品、音響部品、複合部品その他の販売
東莞橋頭中星電器有限公司	361,550千HK\$	0.0 (100.0)	機構部品の製造
ホシデンバトナム(バクザン)有限会社	57,600千US\$	50.0 (100.0)	機構部品の製造販売
ホシデンマレーシア私人会社	58,800千M\$	90.5 (100.0)	音響部品、複合部品その他の製造販売
豪熙電電子(上海)有限公司	12,600千US\$	100.0	機構部品、音響部品の販売
ホシデンシンガポール私人会社	2,400千S\$	100.0	音響部品、複合部品その他の販売
ホシデンタイランド株式会社	10,000千THB	0.0 (100.0)	機構部品、複合部品その他の販売
ホシデンアメリカ株式会社	2,268千US\$	100.0	機構部品、音響部品、複合部品その他の販売

(注) 1. 出資比率の()書きは、子会社による間接保有も含めた保有割合であります。
2. 事業年度末日における特定完全子会社につきましては、該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社企業集団は、電子部品の開発及び製造販売を主たる事業として行っており、各セグメント別の主な製品は次のとおりです。

セグメントの名称	主 要 製 品 名
機 構 部 品	コネクタ、ジャック、スイッチ等
音 響 部 品	マイクロホン、ヘッドホン、ヘッドセット、スピーカー、レシーバー等
複合部品その他	リモコン、無線モジュール、無接点充電モジュール等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	大阪府八尾市北久宝寺1丁目4番33号
支 店	東京支社（横浜市）
営 業 所	北関東営業所（栃木県宇都宮市）名古屋営業部（名古屋市） 広島営業所（広島市）
工 場	本社工場（大阪府八尾市）東京事業所（群馬県伊勢崎市）
国 内 子 会 社	ホシデン和歌山(株)（和歌山県有田郡有田川町） ホシデン九州(株)（福岡県鞍手郡鞍手町）
在 外 子 会 社	韓国星電(株)（韓国）青島星電電子(有)（中国） 星電高科技（青島）(有)（中国）香港星電(有)（香港） 東莞橋頭中星電器(有)（中国） ホシデンベトナム（バクザン）(有)（ベトナム） ホシデンマレーシア（私）（マレーシア） 豪熙電電子（上海）(有)（中国） ホシデンシンガポール（私）（シンガポール） ホシデンタイランド(株)（タイ） ホシデンアメリカ(株)（アメリカ）

(9) 使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
8,465	326減

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 58,502,584株 (自己株式9,269,912株を含む)
 (3) 株 主 数 12,654名
 (4) 大株主の状況

順位	株 主 名	持 株 数	持株比率
		株	%
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,762,500	11.7
2	みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	2,453,100	5.0
3	日 本 生 命 保 険 (相)	2,358,555	4.8
4	MSIP CLIENT SECURITIES	2,288,197	4.6
5	(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,340,300	2.7
6	(株)三 菱 U F J 銀 行	1,300,030	2.6
7	古 橋 由 美	1,204,541	2.4
8	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	1,200,690	2.4
9	古 橋 健 士	1,078,676	2.2
10	ホ シ デ ン 共 栄 会	1,033,100	2.1

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 当社は自己株式9,269,912株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 3. 持株比率は、自己株式9,269,912株を控除して計算しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	7,929	3

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2024年12月3日開催の取締役会決議に基づき発行した「2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の概要

社債の総額	100億円
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、転換価額で除した数とする。ただし、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
転換価額	2,742.6円
新株予約権の行使期間	2025年1月6日から2031年12月5日における営業終了時（行使請求受付場所の現地時間）まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 橋 健 士	ホシデン和歌山(株)取締役社長 ホシデン九州(株)取締役社長 韓国星電(株)代表理事社長 青島星電電子(有)董事長 香港星電(有)取締役社長 ホシデンベトナム(バクザン)(有)取締役社長 ホシデンマレーシア(私)取締役社長 ホシデンシンガポール(私)取締役社長 ホシデンアメリカ(株)取締役社長
取 締 役	堂 地 龍	営 業 本 部 長 豪 熙 電 子 (上 海) (有) 董 事 長
取 締 役	佐 藤 真 吾	一 般 事 業 本 部 長 星 電 高 科 技 (青 島) (有) 董 事 長
取 締 役	丸 野 進	追手門学院大学心理学部教授 同大学産学官連携推進本部長 同大学産学官連携オフィス長
取 締 役	小 西 ゆかり	アイホン(株)社外監査役 大阪市市民活動推進事業運営会議委員
取 締 役	平 澤 裕紀子	平澤裕紀子税理士事務所所長 光 亜 興 産 (株) 監 査 役
監 査 役	神 谷 龍 夫	常 勤 監 査 役
監 査 役	種 村 隆 行	
監 査 役	丸 山 征 克	

- (注) 1. 取締役 丸野進氏、小西ゆかり氏及び平澤裕紀子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 丸野進氏、小西ゆかり氏及び平澤裕紀子氏、並びに監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 本保信二氏は、2025年6月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
5. 取締役 丸野進氏は、2026年3月に追手門学院大学心理学部教授、同大学産学官連携推進本部長及び同大学産学官連携オフィス長を退任いたしました。なお、2026年4月に追手門学院大学客員教授に就任いたしました。
6. 取締役 平澤裕紀子氏は、2026年2月に光亜興産(株)の監査役に就任いたしました。また、同氏は、2026年5月に(株)MORESCOの社外取締役及び2026年6月に(株)大真空の社外取締役に就任予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 丸野進氏、小西ゆかり氏及び平澤裕紀子氏、並びに、社外監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。

当社取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者であり、被保険者が負担する保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、犯罪行為に起因する損害及び法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害については填補の対象にしないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は次のとおりです。

当社の取締役の役員報酬は、「月額報酬」、「取締役賞与」及び「非金銭報酬等」で構成します。

「月額報酬」については、株主総会で総額の上限額を決議し、個人別の月額報酬の決定については、個々の職責、業績、リスクの大きさ等を総合的に判断し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、決定します。支給時期については、毎月1回の定められた日とします。

「取締役賞与」については、業績指標を基礎として算定する業績連動報酬等ではありませんが、当期の業績と過去の支払い実績、同業他社の状況を総合的に判断した上、株主総会で総額を決議します。個人別の賞与額の決定については、個人の営業成績や貢献度を勘案し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、決定します。支給時期については、年1回、株主総会での総額承認後速やかに行うものとし、ます。なお、社外取締役については、取締役賞与の支給対象外とします。

「非金銭報酬等」については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を付与することとし、個人別の支給時期及び配分については、個々の職責、業績、リスクの大きさ、環境取組等を総合的に判断し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、決定します。支給時期については、年1回、取締役会決議により決定します。なお、社外取締役については、譲渡制限付株式報酬の支給対象外とします。

② 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

月額報酬、取締役賞与、及び非金銭報酬等は、株主総会にて承認を受けた範囲内において、上記のそれぞれの方針に基づき算出します。ただし、年間の月額報酬及び取締役賞与と非金銭報酬等の割合につきましては、おおむね10：1としております。なお、決定方針の決定方法は2023年11月29日開催の取締役会で決議いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において月額25百万円以内(ただし、取締役賞与並びに、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないこととする。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は、2022年6月29日開催の第72期定時株主総会において、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、1982年6月29日開催の第32期定時株主総会において月額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の授権を受けた代表取締役社長古橋健士が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、月額報酬及び非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)については、株主総会で決議された総額の上限内で、個々の職責、業績、リスクの大きさ等を総合的に判断し決定すること、また、取締役賞与については、株主総会で決議された総額を、個人の営業成績や貢献度を勘案し決定することとしております。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役が当社の置かれている経営環境、また各取締役の職責、業績、リスクの大きさ等を最も把握しており、総合的に公平な判断ができるからであります。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、2023年11月29日開催の取締役会で決議されたとおり、代表取締役が、任意に設置する指名・報酬委員会の諮問内容に基づき、株主総会で定めた月額報酬の限度額内で、月額報酬を決定しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		業績連動 報酬	非金銭 報酬等	その他の報酬		
				月額報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	224 (18)	—	17 (—)	167 (18)	40 (—)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	21 (9)	—		21 (9)		4 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、2026年6月25日開催の第76期定時株主総会に提出予定の議案「役員賞与支給の件」の役員賞与引当額40百万円を含めております。
3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額25百万円以内であります。(ただし、取締役賞与並びに、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないものとする。)
4. 非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬とは別枠で、対象取締役に対して年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までとすることとしております。
5. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は月額3百万円以内であります。
6. 取締役の報酬等の総額及び月額報酬には、2025年6月26日開催の第75期定時株主総会最終の時をもって任期満了によって退任された取締役1名分を含んでおります。
7. 監査役の報酬等の総額及び月額報酬には、2025年6月26日開催の第75期定時株主総会最終の時をもって辞任された監査役1名分を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 丸野進氏は追手門学院大学の心理学部教授、産学官連携オフィス長及び産学官連携推進本部長を3月まで兼務しておりましたが、当社と同大学との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役 小西ゆかり氏はアイホン㈱社外監査役及び大阪市民活動推進事業運営会議委員を兼務しておりますが、当社と同社及び同会議との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役 平澤裕紀子氏は、平澤裕紀子税理士事務所の所長及び光亜興産㈱の監査役を兼務しておりますが、当社といずれの会社とも特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況等

i) 社外取締役

氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
丸野進	<p>当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は企業の技術関係の業務に長年携わった経験から、主に当社の新規の研究開発案件において、当社とは利害関係のない独立的、客観的な立場から、その豊富な専門的知識を背景に、適宜助言を行うなど、当社の技術開発強化となる有益なアドバイスをいただきました。</p>
小西ゆかり	<p>当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は当社の属する電子部品業界における専門的な知識と経験を有しており、当社とは利害関係のない独立的、客観的な立場から、その豊富な専門的知識を背景に、適宜助言を行うなど当社のガバナンス強化となる有益なアドバイスをいただきました。</p>
平澤裕紀子	<p>2025年6月26日に就任し、その後開催された取締役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は税務行政に長年携わった経験に基づく税務に関する専門的知識と識見を有しており、当社とは利害関係のない独立的、客観的な立場から、財務・会計及び税務に関する事項を中心に適宜助言を行うなど、当社のガバナンス強化となる有益なアドバイスをいただきました。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

ii) 社外監査役

氏 名	主な活動状況
種 村 隆 行	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
丸 山 征 克	当期開催の取締役会12回中11回に出席し、また、当期開催の監査役会13回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	64百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社のうち、一部の子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び使用人が当社のコンプライアンスに対する基本姿勢を明示した「企業の社会的責任に関するホシデングループ行動規範」に則りその職務を遂行することで、法令・定款及び社会規範を遵守し、コンプライアンス体制の強化に努める。

社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを社内の行動規範に定め周知徹底を図り、その不当な要求に対しては法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応する。

また、当社は、内部監査部門（社長室：経営管理課、法務・統制課）が定期的実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を代表取締役及び監査役（常勤）に報告する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び記録管理規程に基づき、定められた期間保存する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営リスク管理体制の基礎として、経営リスクに関する関連規程を整備し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従った経営リスク管理体制を構築する。不測の重大緊急事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報連絡・対策チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化するために、執行役員制度を導入している。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めると共に、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的な受け、業務の適正性を確認する。
- ⑥ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社企業グループの企業活動に関するさまざまなリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程に基づきリスク管理を行う。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社を管理する担当部署を設置すると共に、当社企業グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定している。
- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ企業すべてに適用する行動指針として「企業の社会的責任に関するホシデングループ行動規範」を定めるほか、内部統制の基本指針の策定、研修の実施等により、当社に準じたコンプライアンス体制を構築・運用する。
- ⑨ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
また、当社は、子会社に対し内部監査部門（社長室：経営管理課、法務・統制課）による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、子会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、必要に応じて改善・是正する。
- ⑩ 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現在監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置調整する。
また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ⑪ 当社の監査役への報告体制及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、不正な処理や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正行為、法令・定款の違反行為があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会、子会社取締役会等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めると共に、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、社長室、財務部、総務部等の関連部門が監査役の業務を補助する。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行う等の連携を図っていく。

- ⑫ 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当するもの及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び業務を執行する社員等は、子会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、これを発見次第直ちに当社の監査役に対して報告を行う。監査役は意見を述べると共に改善策の策定を求めることができる。

- ⑬ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑭ 当社の監査役の仕事の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役は、監査の実施に当たり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、CSR委員会と内部統制委員会が中心となり、グループ各社のコンプライアンス担当者に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識の浸透に努めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社の会社の支配に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、このような考え方をもち、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたしております。

以 上